

## 議題

## &lt;概要説明&gt;

## 【議題第1号 座間市市営住宅条例の一部改正（入居者の選考）について】

## 1 改正の概要

所得税法の一部改正により未婚のひとり親に対する税制上の措置等が講じられ、公営住宅法施行令においても、未婚のひとり親等に係る入居資格等に用いる収入の算定について見直す改正がされたことを踏まえ、市長が割当てをした市営住宅への入居者の優先的な選考について、婚姻歴の有無によるひとり親の区分けをせず、第9条第1項に規定する者であって市長が定める要件を備えた20歳未満の子を扶養しているひとり親であれば対象とするものです。

## 2 改正内容

第9条第5項に規定する入居者の優先的な選考について、「寡婦（寡夫）」を「ひとり親」に改めます。

上記に伴い、座間市市営住宅入居申込者住宅困窮度評価基準「No.11 寡婦（夫）世帯・夫また妻と、死別又は離婚し扶養親族がいる世帯」を「No.11 ひとり親世帯・20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯」へ改正します。